

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町1-1-15

2 指名停止の期間

令和2年3月10日 ～ 令和2年3月23日 (2週間)

3 指名停止の理由

四国通建株式会社と同社の西条営業所工事長が、平成31年2月22日、西条市内において、民間工事で発生した廃電柱の荷卸し作業中に落下した電柱の下敷きになって同社従業員1名が死亡した事故に関し、作業指揮者を定めるなどの危険防止に必要な措置を講じていなかったとして、令和2年1月6日、労働安全衛生法違反の罪で西条区検察庁により起訴され、1月8日、西条簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付 59林野経第156号)第1の規定に基づく、別表第1措置の対象区域内において生じた事故等に基づく措置基準の第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領」

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(安全管理措置の不適切により生じた事故に基づく工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課 (2階) TEL 088-821-2060